

## 《史料紹介》

# 仲新寄贈文書（分類A）目録および解説

土方苑子・瀬川大・吉田昌弘・加島大輔・池田雅則

## 目次

- 1 経緯と全体概観（土方苑子）
- 2 史料の紹介（瀬川大 吉田昌弘 加島大輔 池田雅則）
- 3 仲新寄贈文書目録

## 1 経緯と全体概観

### 1) 経緯

東京大学教育学部教育学講座で日本教育史を担当された仲新氏（在任1962年～1973年）は教科書など大量の教育史史料を収集された。ご遺族が寄贈されたこの史料類の一部について、このたび整理が終わって東京大学教育学部図書室で公開の準備が始まることとなった。これらの史料の寄贈には仲新氏の後任にあたる寺崎昌男氏（在任1979年～1992年）が仲介の労をとられた。全く未整理のものもまだ多く残されているが、今回はとりあえず一区切りとなるので、整理がすんだ部分を中心にその概要をまとめておくことにしたい。

仲新氏が生前に収集され、寄贈された史料類は大別すると、

- I 教科書類
  - II 1949年東京大学教育学部創設に関する文書
  - III その他、日本教育史関係史料類
- に分類される。

このうち教科書類はすでに全部（4000点程度）の整理を終了しており、現在図書室に移管され、公開の準備が進められている。また東京大学教育学部創設に関わる文書類は目録を作成し、そのほとんどを複製して『東京大学大学院教育学研究科紀要』に掲載した（土方苑子・仲新氏調査会「仲新氏所蔵東京大学文学部教育学科／教育学部関係文書」『東京大学大学院教育学研究科紀要』第39巻 1999年）。しかし残る日本教育史関係史料類は分量も大変多く、多様であり、今回その一部を目録化して史料を図書室へ

移管するにあたりその全体の概観を述べておくことはこれらの史料が利用されるうえで必要なことだと思われる。

これらの史料は、仲新氏が古書店から購入したものの、寄贈を受けたもの、仲氏の親族に関わるものなど多様な方法で収集されたものであり、史料群として一定の性格を有しているものではない。冊子形態のもの、役場文書、様々な断簡など内容も、形態も多様で、敢えて言えば、仲氏が史料として意味があると考えられたもの、ということができよう。たとえば古書店から購入したもののなかにはおそらく古書目録だけをみて購入したためか、教育史には直接関係のないものも含まれている。

まず述べておきたいことは、これらの史料は我々が手にするまでにすでに一定の分類が加えられていたことである。筆者（土方苑子）が東京大学に赴任してきた1995年には、大きな段ボール箱数個に入って倉庫となっていた157号室の付属室に事務文書類と共に収蔵されていた。この部屋を改装して別途使用することになったため、仲氏のすべての史料は教育学研究室に引き取られた。この時点ですでに、IIIの史料類は大きく分けて三つの形態に分かれていた。

- A 時期ごとに分類され、「学制期（制度）」などと分類表題を書いた紙片とともに紐で一括りにされた状態のもの
  - B 内容的にAに連続しているが、分類されていないもの
  - C 戦後のもので収集したままの状態のもの。雑誌類が多い。
- の三つである。

仲新氏は東京大学定年退職後、青山学院大学に在職されている。これらの史料にこの間どこでどのような手が加えられたのかは現時点では明かにはできない。特に今回上記A分類のもののみを目録化して若干の解説を加えて内容を紹介するのであるが、こ

これらのものが、果たして仲氏の選定であるのかどうか、また内容的にもどういう理由で全体から選別され分類がされたのかなど最終的に推定できない。しかし今回は、とりあえず最初にあった紐のくくりを尊重して目録化をおこなうこととした。

次に、目録化の過程について述べたい。そもそもこのような文書の目録化は一定の専門的な知識を必要とし、一件ずつ内容を読んで判断するために非常に時間がかかる。いかにいえば図書の目録化以上に予算を必要とするが、教育学部図書室に専門職員が置かれる目処はなく、目録化の為の特別予算などは望めないという状況がある。図書室には歴史的に形成された性格があり、アーカイブ的な機能を備えるべきであると、一概に主張することもできない。しかしすでに寄贈されてから数十年経過し、その間置き場がないためあちこちへと移動を余儀なくされ、分散して保存されているなかで散逸の可能性も出てきた。また、これまで教育学部には様々な断片的な歴史的史料類が寄贈されているが、目録化されないため利用もされず、人知れず行方不明になることが考えられる状態がある。筆者が在籍している間も、ほとんど絶え間なく図書室からこのようなものが出てきたがどうしたらよいかと、かなり貴重な史料類について検討が要請された。それは十分な条件のないなかで、図書室がよくここまで保存できたと思われるものが多く、また近年特にスペースが狭隘になるなかで、保存の困難が増加していることがうかがわれた。これらの中には、戦前からの卒業論文、文学部教育学研究室時代の図書などが含まれる。筆者がそのような経験のなかで考えたことは、完璧を期して何もしないよりも、とりあえず登録し、散逸は阻止すべきだということである。これまで歴史学を専門とする教員は1人しかいないという状態のもとで、将来においてこれらを完全におこなうことを期することはほとんど望むべくもなく、何よりも登録・公開こそが必要である。そこで1999年度大学院のゼミにおいて最初の目録化を試み、以後今回の完成期まで院生諸氏の助力をえることができた。またその間、一時、元東京都立教育研究所員水野真知子氏の助力を得た。さらに約五年間にわたり事務補佐員として、仲氏収集の上記教科書類を整理し、目録を作成された、渡辺晴実、横須賀奈緒子の両氏が引き続き入力、統一化などのチェックを継続した。このように多くの人の目と手が入って、史料の性格が

確定され、全体の目録化を終えることができた。

## 2) 全体の概観

すでに述べたように仲新氏が収集された史料類は大変多様で、全てを含んだ概要説明は困難である。そこで、2節以下で主要なものを選んで紹介することとしたい。それに含まれない全体的な内容に関する概要をここで簡単につけ加えておくことにしたい。

紐で括られた文書類は次のように分類され、その表題を書いた紙が表紙として挟まれていた。この番号は後掲の目録の最初の数字として採用し、また以下史料の説明に当たっては【】内の最初の数字として用いられている。

①学制以前(一般)・②学制期以前(地方)・③学制期(一般)・④学制期(一般)(雑)・⑤学制期(教員)・⑥学制期(行政)・⑦学制期(設置)・⑧学制期(地方)布達・⑨学制期(中央)・⑩学制期(師範学校)・⑪学制期(地方)教則・⑫学制期(中等以上)・⑬学制期(試験)・⑭教育令期・⑮教育令期(一般)・⑯教育令期(地方)・⑰教育令期(地方(-2))・⑱教育令期(中等以上)・⑲明治期後期(一般)・⑳明治後期(一般)・㉑明治後期(地方)・㉒明治後期(地方)-2・㉓明治後期(中等以上)・㉔大正・昭和(初)・㉕大正・昭和(初)・㉖大正・昭和(初)・㉗昭和(戦時)

しかし明らかに異なる時期の文書が入っている場合があり、結局最終段階になって「学制期」に入っていた4点を26-11から14にまとめて移動した。ほかにも疑義のあるものがあったが、それらには変更を加えなかった。

次に目録作成と関わるが、本目録は史料目録とも、図書目録とも異なって、両者が混在したものとなっていることを注記しておきたい。そのためたとえば年月日についていえば、図書の発行年月日を採用する場合と、布達の公布された日付を採ったものと両方あり、また日付を一つに定めがたいものもあるので、本目録ではそれらを区別しないで史料作成の時期を知る手掛かりとして記載した。また表題も史料が異なると異なる意味をもっていて、当初括弧を多用してその違いを表現しようと試みたが、統一を取ることではできなかった。そのような意味でこの目録はさまざまな問題を残したままのものであることをお断りしておきたい。(土方 苑子)

## 2 史料の紹介

上記の通り、今回対象となる史料群は、その収集方法や内容においてきわめて雑多な性質をもっている。しかしその中で傾向として自ずといくつかのタイプの史料を見出すことができる場合もあるし、また個々の史料として意義のあるものも含んでいる。以下では、今回対象となった史料の中から適宜注目すべきものを選び出して、個別に紹介したい。なお、紹介の順序は、地方に関わるものから中央に関わるものへという順序を基本とした。(吉田)

**【17-15】明治十五年 愛媛県布達類纂 甲号 下(明治15年)、【8-3】〔滋賀県布令書及び布達書 雑一袋〕(明治5年～12年)、【16-5】自明治十五年至明治十六年学務達第二号〔三重県北牟婁郡〕(明治15年)**

仲文庫には、地方に関わる文書、特に県レベルでの布達の類が多く含まれている。それらの番号を一々挙げることは避けるが、細かいものも含めて、仲氏自身が「地方教育史の研究は、私の研究生活の後半期においてとくに重要な位置を占めることとなった」(仲新先生古稀記念論文集刊行会『日本教育史の論究—仲新先生古稀記念論文集—』同刊行会、1983年、21ページ)と述べている、その関心の一端を示しているといえるだろう。そうした文書の中には、たとえば、【17-15】のように、一冊にまとめられて出版されたものもあり、また【8-3】のように多くの布達が一袋にまとめられているものもある。出版されたものについては、国立国会図書館が蔵している場合も多く、【17-15】も同様である(内容についても、同館近代デジタルライブラリーで閲覧可能となっている(2008年4月現在))。【8-3】は、内容的には各省からの布達を県知事名で県内へ頒布したもの、あるいは「管内町村分合改称」など県から発せられるものが含まれている。また印刷が木版から活版へ変わっていく様子が見られて興味深い。このように、内容的には雑多であり、綴りではないので、どの程度の文書が揃っているかなどの判別は困難である。

【16-5】は、郡役所からの文書を綴る、「第拾三学区学務委員」名で残された簿冊一冊である。試みに内容を拾ってみると、明治15年7月には、小学教則の改正実施にあたって、郡が「至急協議ヲ要スル県有之」として独自に学務委員、教員の会を開催し

たり、また同年、「北牟婁郡小学校標旗ノ制考案書」が学務委員あてに諮られたりしている。「標旗ノ制」は、「学区内学齡中」「就学」の割合によって校旗のデザインを変えるというもので、「十分ノ七以上就学ノ小学校旗」は紅地の「一等旗」、「二分ノ一以上十分ノ七以下」は、一等旗の中央三分の一を白地とする「二等旗」、そして「二分ノ一以下」の場合はさらに二等旗の下3分の1も白地とする「三等旗」に分けるという。これは要するに「学事奨励ノ法」の一種で、「説諭スルノミニ止メズ顯然其隆否情態ヲ標旗セバ感覺影響日一日ヨリ深く或ハ自然競ノ念ヲ生スルニ至」と旗に表す理由を述べている。(加島)

**【7-12】明治十年八月改正 群馬県学則(明治10年)、【11-4】明治十年四月編成 変則夜学校教則(明治10年)、【11-6】明治十年四月編成 女児小学教則(明治10年)、【11-7】明治十年四月改正 小学教則(明治10年)、【11-16】明治十年四月編成 村落学校教則(明治10年)**

学制期から教育令期に及ぶ時期に各府県から出された、小学校の学則・教則に関する史料が、主に史料の11群および17群に収められている。うち、【7-12】【11-4】【11-6】【11-7】【11-16】は、学制期群馬県において発行されたもので、発行時期および発行府県の共通性、また相互関連性の高い史料として注目される。

史料の構成については、4種類の教則は学校種別の簡単な説明・各等級の教科・時間数・内容が記載されている。【7-12】は県全体の教育制度について条項である。

『群馬県教育史第一巻』154頁によれば、明治10年3月28日に県は文部省へ「小学教則改正ノ義ニ付伺」を各小学教則とともに提出し、4月4日に「伺之通」と許可された。史料の4種類の教則は、その際許可され頒布された教則であるとみられる。また【7-12】の学則では、各種の小学校の説明が付されており、発表された各種の小学校を総括して位置づけるために発行されたものとみられる。

『群馬県教育史第一巻』には当該史料と同じとみられる史料の復刻がなされている。両者を比較すれば、『群馬県教育史』で不明であった箇所が当該史料の史料で判明する場合がある。また『群馬県教育史』の復刻には数箇所誤植があることが確認できる。一方で、各種の教則のうち当該史料中に見えない「工女余暇

学校」という工場内学校の教則が、『群馬県教育史』には復刻されている。

各種の教則について標準としての【11-7】と比較してみる。女兒小学は「教則ハ尋常小学科ニ聊斟酌ヲ加フルモノ」で、「但該校ハ尋常小学校所在ノ地ハ普ク設立スルノ目途」(【7-12】2章4条)とされ、県は究極的に男女別学の複線的教則の浸透を狙っていた。課程は下等8級上等8級で「小学教則」と同じである。内容は、読み学習に「女学捷徑」などが含まれ、週12時間の「裁縫」が下等4級以上に課される一方で、輪講・作文・算術の簡易化が図られ、体操が省かれている。社会的性差を意識した構成といえようか。

村落学校は「三十戸以下ノ村落四隣ノ距離二十町以上ニシテ峻坂或ハ溪河ヲ隔ツル等ノ妨ケアル」[山間辺陬ニシテ常尋小学ヲ置キ得サルノ地ニ設クルモノ]で、設置には官吏の点検が必要であった(【11-16】)。課程は下級8級上級8級で「小学教則」と同じである。内容は、問答・体操・算術といった内容が省かれ、その分が習字に割かれており、より基礎的な読・書・算に特化している。

変則夜学校は「市街村落ヲ間ハス学齡外ノ少年或ハ商家ニ丁稚ト称スル者又貧寒ノ子弟年季ヲ以テ他家ニ傭スル者等ノ為ニ設クル」もので「夜学ヲ可トシ」秋分から春分までを2級に分け、他の種別と異なり下級4級上級4級で構成された。教科は、読物・習字・算術のみで、「布告全書」「本県管下布達違式註違定例」や「農学篇 鉦山学 養樹篇 外に地理局森林報告並びに商法の内」が用いられ、教育対象に応じた実用性に特化していた。(池田)

**【10-10】宮城師範学校生徒募集(愛知県)(明治6年)、【10-8】第四十七号 更正教員伝習所入学規則(明治7年)、【10-19】第四十八号 小学教授法伝習卒業生派出規則(明治7年)、【5-6】教員伝習所出願に関する達(明治7年)、【17-14】京都府師範学校校務日誌(明治十六～十八年)(明治16～18年)**

仲文庫中、師範学校に関係する文書は、本目録の分類でいえば学制期の22点を中心となっている。滋賀、兵庫両県の師範学校規則など、全体としては各府県師範学校の規則類が中心である。そのような中で、【10-10】宮城師範学校生徒募集は、各大学区に設置された学制期の官立師範学校の生徒募集布達である。宮城県を含む「第六第七大学区各県ニ於テ各

五名ヲ限り」出願させていたが、愛知県を含む他の大学区では、「各地方ノ便宜ニ依リ出願次第満員迄差許候」としており、官立師範学校生徒がその設置大学区のみで生徒を構成したわけではないようである。原本ではなくコピー紙であるのは残念であるが、明治6年8月から11年2月と、わずか5年弱の間に存在した学校にかかる史料としては興味深い。

【10-8】【10-19】【5-6】は一体のものと思われ、各布達は少なくとも同年月のうちに発せられている。第一は教員に必要な知識を「伝習」する組織について、第二はその修了生の取り扱いについて、第三は区戸長・学区取締あての伝習所生徒の入学出願について布達したものとなっている。ここでは「更正教員伝習所」との名称が付されているものの、すでに職にある教員の伝習のみを目的としたわけではないようである。いずれにせよ、2か月を一期として、各月36名の修了生を輩出し、「助訓」の名称で在職の義務を課すとしており、「師範学校」の名称での教員養成機関設置が定められる以前の学制期における、各地方のいわば教員速成事業をあらわす史料の一つである。

【17-14】京都府師範学校校務日誌(明治十六～十八年)は、3か年分の校務について、教員の異動、入学生、卒業生の員数、法令改正にともなう規則の変更、また各年の経費についての記述がある。京都府野紙(和紙)全9丁に墨書されており、表題は仲氏自身によるものか不明であるが、一枚目欄外のボールペン書きの記載から判断される。綴じたあとが残っていることから、全体の一部分であると推測される。明治16年11月14日には、初めて附属小学校を「中学校元生徒寄宿舎一棟」に開校している。それまで「京都上下両京区内各小学校ヲ以テ代用」していたものの、「一校僅ニ数週間ニ過キサルヲ以テ師弟ノ関係等全ク相離レ常ニ授クル所ソノ結果ヲ見ル能ハサルカ故ニ」と、教授の結果を見ることができないために仮に設置したものという。とはいえ、各年の卒業生を見れば、「高等科卒業式名中等科卒業三名」(明治16年9月24日)、「高等科卒業二人中等科卒業三人初等科卒業三人」(明治17年4月4日)、「高等科卒業九人中等科卒業三人応請卒業六人」(同年7月14日)、「中等科卒業三人初等科卒業一人及考績卒業三人」(明治18年2月23日)、「中等科卒業十一人初等科卒業一人」(同年7月14日)といかにも少数であった。(加島)

**【7-7】(東京)本所学校図並説明書(明治八年六月)  
(明治8年)、【7-10】私学開業願(渡会県)(明治6  
年)、【3-1】分校御伺(明治6年)**

いずれも学制期における、学校の新築あるいは設置に関わる文書である。【7-7】は、東京の公立小学校が新築完成間近に迫った時期において、戸長、年寄、世話掛という地域指導者層が「各員奮テ協同合議シ以テ区内ノ童男童女ヲシテ往々不学ノ徒無ラシム可シトノ上意ヲ貫徹セラレシコトヲ冀望ス」と、檄をとばしている。ただし、「区内ノ童男童女」に限られた子弟であったことはいうまでもないだろう。同公立小学校は、新たに500坪の官有地を払い下げされ、さらに徳川義宣から建築資金の寄付を受けたようである。文書右側には「本所学校略図」として、H字型に配されたいわゆる擬洋風建築の校舎が描かれている。

【7-10】私学開業願は、仲家文書として同家に残されたものの一つで、「牟婁郡第七大区小八ノ区」の仮副戸長名で渡会県参事宛での、学制頒布翌年9月における私学設置申請文書である。罫紙に3丁の文書ではあるが、ここからはこの学校の性格がいくつか読み取られる。たとえば、「学校費用」の項には、「従来村費ヲ以宛行候番人廃止ニ付右給米ヲ以基本ト」すると、それまでの村番人の費用(米)が基本で、さらに「村内有志之者」から出資させる見込みであるという。村費を基本とし、また名称も「阿田和村小学校」とされ、さらに「教則」は「御布達之小学教則照準仕候」としながらも「私学開業願」とされているわけである。費用の基本とされた「給米」は「一ヶ月一人米四斗」の仮教員給料に充てられたものとみられる。その仮教員は、「漢学研究」に従事した49歳の医師、「習字算術」を学んだ64歳の農業従事の男性であった。最終丁には「私学開業御差許相成候事」の墨書と渡会県印がある。ただし、【3-1】では同月、「阿田和村小学校」を分校としたい旨の伺がなされ、これまた翌月には許可されている。(加島)

**【6-15】貴賤ノ別天賦ニアラザル論 志磨鳥羽大里校 小西豊之助 ほか**

上掲【7-10】【3-1】と同様、仲家に残された文書の一部と考えられる。この文書は、①志磨鳥羽大里校の生徒作文四編②森井中属名の「学事ニ付演舌」③「学事ニ付演舌之覚」④明治7年4月10日付仲賢右衛門より□□(二字判読不明)村総代中宛の文書、

の四つの部分からなる。①～④はいずれも毛筆によるが異筆である。①の作文4編については全て同じ筆跡で四編が続きで書かれていることから、生徒自筆ではなく写しと思われる。②③は同じ内容で、いずれも「第七大区小八之区」の柱書のある14行罫紙を用いている。うち②は左右に朱で仮名が振られている。③には、「先日相送候学事演舌ハ森井中属殿」云々と書かれたメモが挟み込まれている。④は無地半紙に書かれ、やはり朱で左右の仮名が振られている。④は末尾に「右之通学校分校共教員写シ置候様可申達候此段申達候也/明治七年四月十日 仲賢右衛門/□□村総代中」とあるが、それ以前の部分について、脈絡が必ずしも明らかでない箇所もある。全体として、学務上の事務の中で、控として作成された文書が集積したものにとらえるのが妥当ではないかと思われる。これらの他、今回対象となった史料の中には、仲家に伝来した文書と思われるものが多数含まれている。それらの史料は、我々が接した時点で全体の分類の中に組み込まれていたため、いずれがそれに該当するのか明確に明らかにすることは難しい。例えば「小八之区」とあるものや渡会県、北牟婁郡関係の史料は仲新の出身地に由来する可能性が推測される。(吉田)

**【22-1】作文帳、【22-5】明治三十一年七月 作文教授案**

前者については年代が不明であるが、いずれも手紙文を中心とした作文の練習あるいは模範を書き記したものである。【22-1】は、二つ折りにした和紙を綴じて帳面としたもので、墨書に朱書きで添削がなされており、学習者本人の文章がみられて興味深い。最初の題が「中学へ入学後始めて旧師の許ニ送ル文」となっているから、中学生のものであろうか。内容としては、たとえば「病氣にて帰省せる友人を見舞ふ文」では、「暑氣の氣候ト成りこれら。赤リ等流行シ又試儉モ近く相成候」と書いたものが「氣候柄殊に試験モ近く相成候間よくよく御養生をつくされ」と添削されるなどし、「丙ノ下」の評価が下されている。【22-5】は「教授案」とあるが、おそらくは教授しようとした手紙文の模範を記したものと思われる。「入学を知らする文」「提灯を返す文」「屏風を借りに遣す文」「会談に招かれたるに答ふる文」など、実用的なものが多くみられる。(加島)

【13-9】答志郡内各校上低下等小学生徒明治十三年前期試験便覧（明治13年）、【13-15】英虞郡内各校上低下等小学生徒明治十三年前期試験便覧（明治13年）、【7-15】明治十二年九月改正 三重県小学教則（明治12年）、【11-5】明治十二年九月改正 三重県小学教則（明治12年）

学制期から教育令期に及ぶ時期の小学校における試験に関する史料が、主に史料の13群と14群に収められている。そのうち【13-9】【13-15】は、実施した修了試験の及落について記録した統計である。

小学校の進級試験については、各府県の試験規則などの史料から、その実施方法についてはある程度明らかにされている。しかしながら、その結果については史料も少なく不明な点が多い。本史料は、試験結果について学校単位・等級単位で記録されたもので、実施された試験および進級の実態を知る上で、貴重な材料である。

試験結果が記録された「答（答）志郡」および「英虞郡」は三重県南部にあたり、現在は鳥羽市および志摩市を構成する地域である。『三重県教育史 第一巻』369頁によれば、両郡の就学率は答志郡が35.6%（男子58.1%）で県内17郡（他1郡数値不明）中9位（6位）、英虞郡が24.2%（男子49.0%）で17位（13

位）であった。就学の浸透において、答志郡は中位、英虞郡は下位であった。

文書標題にある「前期試験」とは、本史料中の1つである【7-15】（【11-5】も同史料）中の「第三章試験規則」にある、「毎年両度」「前期ハ三月後期ハ九月ヨリ着手」され「毎級ノ終リ六ヶ月毎ニ」実施される「定期試験」のことであるとみられる（9条・10条）。この「定期試験」は6科72点満点で、月毎の「小試験」（48点満点×5回）と合わせた成績により及落が決定する。及第には6科全ての得点が5割以上、小試験の平均得点が5割以上必要とされた（32条）。そして「定期試験」の実施にあたっては、在籍児童の内で「定期試験」を受験する員数を教員が1月（後期は7月）に調査することになっていた（9条）。

以上の手続きに基づいて実施された下等小学における「定期試験」の結果を郡単位でまとめると、以下の表の通りとなる。表の項目は史料によるものである。項目の意味は【7-15】「試験規則」および【13-9】【13-15】の注記より、「現在生」は受験日現在の在籍児童数、「受験生」は事前に調査した「定期試験」受験予定の児童数、「受験当日欠席」は「受験生」の内で試験を欠席した児童数であるとみられる。

答志郡「定期試験」結果

項目	現在生		受験生		及第		落第		受験当日欠席	
	児童数	児童数	対「現在生」比	児童数	対「受験生」比	児童数	対「受験生」比	児童数	対「受験生」比	
下等1級	14									
下等2級	45	45	100.0%	40	88.9%	3	6.7%	2	4.4%	
下等3級	45	40	88.9%	37	92.5%	2	5.0%	1	2.5%	
下等4級	85	80	94.1%	76	95.0%	2	2.5%	2	2.5%	
下等5級	110	104	94.5%	99	95.2%	1	1.0%	4	3.8%	
下等6級	126	118	93.7%	115	97.5%	2	1.7%			
下等7級	213	167	78.4%	157	94.0%	4	2.4%	6	3.6%	
下等8級	630	187	29.7%	166	88.8%	9	4.8%	13	7.0%	
総計	1268	741	58.4%	690	93.1%	23	3.1%	28	3.8%	

「答志郡内各校上低下等小学生徒明治十三年前期試験便覧」より作成  
 註：「累級」の児童23人が重複している。

下等1級の生徒は卒業試験である「大試験」を受験するため「定期試験」は受験していない。（英虞郡も同じ）  
 史料では、獲得点数の高い及第児童を、「最優等」「優等」として別の項目に区分して記録しているが、表では両者とも「及第」に含めた。（英虞郡も同じ）

英虞郡「定期試験」結果

項目	現在生		受験生		及第		落第		受験当日欠席	
	児童数	児童数	対「現在生」比	児童数	対「受験生」比	児童数	対「受験生」比	児童数	対「受験生」比	
下等1級	13									
下等2級	23	22	95.7%	22	100.0%					
下等3級	46	45	97.8%	37	82.2%	7	15.6%	1	2.2%	
下等4級	77	71	92.2%	64	90.1%	4	5.6%	3	4.2%	
下等5級	102	97	95.1%	83	85.6%	10	10.3%	4	4.1%	
下等6級	119	114	95.8%	100	87.7%	10	8.8%	4	3.5%	
下等7級	220	170	77.3%	156	91.8%	3	1.8%	11	6.5%	
下等8級	640	216	33.8%	189	87.5%	19	8.8%	8	3.7%	
総計	1240	735	59.3%	651	88.6%	53	7.2%	31	4.2%	

「英虞郡内各校上等等小學生徒明治十三年前期試験便覧」より作成

註：「累級」の児童34人が重複している。

表に示された試験結果について最も注目されるべきは、及落に示される試験の結果よりも、むしろ小学校に在籍する「現在生」に対する「受験生」の比率に示される受験へのエントリーである。すなわち下等6級以上にあつては、「現在生」の「定期試験」受験率はほぼ90%を超えている。しかし下等7級では両郡とも80%以下の受験率であり、下等8級に至っては答志郡では29.7%、英虞郡では33.8%に過ぎない。

そして「定期試験」受験率の数値からは、次の2点が確認できる。第一に、8級の児童については、小学校での学習はごく初歩的な内容で十分であると考へて取立て進級試験を受けない者、1月の時点で定期試験を受験しても落第することが明らかなため受験しない者、もしくは学期途中の1月で早くも就学を止めている者を合計すると、入学した児童の70%も存在することである。未就学児童も含めて考えれば、下等7級以上の近代学校教育を受けることなく成長した子どもは相当の数に上る。第二に、下等6級以上に進級した一部の児童については、受験率の高さから、試験による級卒業の意味がある程度認められていたことが推察される。(池田)

【3-22】〔就学札〕、【13-5】明治十年三月甲第百一号布達 制定就學牌授與條例（明治10年）

【3-22】は、当史料で数少ない文書以外の史料である。この「就学札」は、縦11センチ、横5センチほどの大きさの木札で、片面には「小學校」（小学校）と焼印が押し、もう片面には「南原横堀町」／

横沢とり」と児童のものと思われる集落と氏名が墨書されている（写真参照）。

「就学札」、もしくは「就学牌」と呼ばれる木札は、就学児童に就学のシンボルとして配布され、かれらの向学心を刺激する手段の1つとして近代教育萌芽期における就学督励に用いられた。しかし、その現物はそれほど残存していない。この木札は当時の就学督励の実態を物語る貴重な史料であるといえる。



この木札に記載されている集落名である「南原横堀町」は、現在の山形県米沢市にあることが確認で

きる。『日本歴史地名大系』によれば、「南原横堀町」は上杉家米沢城下の南端にあり、江戸時代には「原方衆」という下級家臣の屋敷町であった。当町の西に隣接する南原笹野町には明治6年10月に「第6大学区第20番中学区南原学校」として開業した市立南原小学校がある(当校ホームページによる)。この木札は、当小学校の草創期に配布した就学札の可能性がある。

また、史料中には【13-5】に山梨県が布達した規則の史料があり、ここでは「就学牌」の配布方法や使用方法が絵入にて具体的に示されており、こちらも興味深い史料である。

なお、近代教育萌芽期の就学督励の史料については、コレクションには各地方の「告諭」が多数含まれているので、併せて確認されたい。(池田)

#### 【4-1】改正教師教校規則、【4-2】教導習練場規則

この二点は同じ用紙に同じ様式で印刷されている。いずれも年代等は明記されていない。

【4-1】には「本校ハ中小教校ノ教師トナルヘキ者ヲ陶冶育成シ兼テ専門科ニ入テ教師トラント欲スル者ヲ教授スル所ナリ」「生徒ハ専門普通ノ両科各二十五名ヲ以テ定員トス」「卒業ノ上ハ普通科生徒ハ中小教校ニ派出セシメ奉職三年ヲ法トシ専門予科生徒ハ直ニ大教校ノ学科ニ就クヲ法トス」等とある。「普通学科課業表」は、第六級から第一級までであり、学科は宗乗、余乗、因明、作文兼習字、数学、罫画、地理、史学、博物、政法学である。「専門予科課業表」は第六級から第一級までで、学科は宗乗、余乗である。普通学科の宗乗の内容に、三帖和賛と「正信偈大意」があることから、真宗関係の学校であること、また「宿請証書」の書式に「京都府下何京区番地」とあることから、この規則では学校が京都にあることを前提としていたことがわかる。大谷派の教師教校は明治10年代に井上円了、村上专精らが学んだ「エリート養成」(『大谷大学——320年史の語るもの』、1987年、p.104)という性格も指摘される学校であった。『大谷大学百年史』、2001年によれば、教師教校は明治8年に開設され、明治13年に、育英教校、中教校と合併の上、上等普通教校と改称された。同書には、『資料編』に育英教校の当初の規則が掲載されているが、規則の改正については触れられていない。同書所掲の規則と比較すると、「専門予科」の規定があるなどその他大きな違いも見られる。

【4-2】は、文書冒頭に「教導習練場規則」とあるが、規則本文はじめには「教導習練場略条規」とある。規則によれば「教導習練場」は、「実著布教ノ人材ヲ培養スル所」であり、生徒は26歳以上、「宗乗ニ於テ一応通曉ノ者」を撰ぶこととなっている。「四等已下ノ説教者ニシテ入場ヲ望サル者ト雖滞京中ハ臨時習練ヲ命スルコトアルヘシ」と強制入学の規定もあった。こちらも「宿請証書」の書式には「京都府下何京区番地」とあり、「習練場」が京都にあることがわかる。「習練課業表」は、四級から一級までであり、宗乗、史学、政学、法律、外教、説教の各科がおかれている。宗乗の内容に、「五帖御文」とあることから、大谷派の施設であると推定される。上掲『大谷大学百年史』によれば、教導習練場は明治11年に条規が制定され、明治13年に廃されたということである。(吉田)

【12-10】東京開成学校一覧 TOKIO KAISEI-GAKKO CALENDAR (明治9年)、【12-11】工学寮学科並諸規則【18-9】東京大学法理文学部一覧 明治十二、十三年(明治13年)、【18-10】明治十四年五月改正 東京駒場 官立農学校諸規則書(明治14年)、【18-14】駒場農学校一覧(明治17年)、【23-1】IMPERIAL UNIVERSITY OF JAPAN. (TEIKOKU DAIGAKU) THE CALENDAR FOR THE YEAR 1886-87 (X IX TH-X X TH YEAR OF MEIJI.) (明治19年)、【23-17】IMPERIAL UNIVERSITY OF JAPAN. (TEIKOKU DAIGAKU.) THE CALENDAR FOR THE YEAR 1887-88 (X X TH-X X I TH YEAR OF MEIJI.) (明治21年)

『学校一覧』は、戦前期において官公立の高等教育機関のほとんどがほぼ毎年、定期的に刊行していた冊子である。学校の様々な状況を内外に明示し、学校の記録として遺し伝えることを目的として編纂発行されたものである。内容は、沿革略、学年暦、関係法令、規則類、職員録、在学生・卒業生録、図表などとなっており、その詳細な記録から非常に高い史料価値を有するとされている。なお、『学校一覧』については所澤潤『『学校一覧』の起源とその存在意義—滋賀大学経済経営研究所所蔵『学校一覧』コレクション解題—(『彦根論叢』第344・345号)が論じており、東京大学の『一覧』については、中野実「大学一覧について」(『東京大学史史料室ニュース』第18号)において紹介されている。

ここでは、そのうち東京大学の『一覧』について取り上げる。明治10年代の東京大学においては、ある時点の現況を示す『一覧』と、一年間の実績を示す『年報』が対になるものとして出版された。その後1891年になって文部省から『年報』差出不要の通知を受けたことにより、『一覧』のみが編纂発行され続けた、とされる(所澤、前掲)。また、大学の内容を外国にも知らせることを前提にしているため、【23-1】、【23-17】のような英文版のみならず、【12-10】、【18-9】、【18-10】など、英文版と和文版の合冊もある。仲新氏は、上記の『一覧』全てについて現物を所蔵していた。仲氏が編集委員を務めた東京大学百年史編集室の後身である東京大学史史料室も、大学南校以来長期間にわたる『一覧』を所蔵しているが、大学草創期のものは複製が多く、上に挙げたものでも【12-10】、【12-11】、【18-10】、【18-14】、【23-1】、【23-17】はいずれもコピー若しくはマイクロ版である。もっとも、仲氏所蔵のものと東京大学史史料室所蔵のものとを対照すると、書き込み等から判明する限りでは、東京大学史史料室のそのオリジナル版となったものは仲文庫からはみあたらず、『東京大学百年史』編纂に際しては、他所所蔵の『一覧』が用いられたものと思われる。

ともあれ、その「重要性にもかかわらず、その取り扱いは冷遇されてきている」(中野実、前掲)とされる『学校一覧』であるが、有している史料的价值からすると、仲氏がこれらの現物を所蔵していた意義は大きいと考えられる。(瀬川)

#### 【15-12】東京大学医学部一覧 明治十年

上掲「一覧」類の一種である。本史料について特筆すべきことは、活版印刷の上に、随所に朱筆による訂正、意見が見られることである。その内容は、本文の中に「明治元<sub>成</sub>年<sub>三</sub>壬<sub>辰</sub>王政維新ノ際朝廷医学所ヲ置キ以テ鎮守府ノ所轄トナス」とあるところに、「医学所ハ即チ前ノ医学所ニシテ朝廷更ニ置クモノニアラサルヘシ然ラハ置キノ二字衍文ナラン」とあるなど「沿革略史」について数点と、人名の誤植などである。この「一覧」には正誤表が一葉貼付されているが、上記の朱筆訂正、意見のほとんどはこの正誤表に反映されており、また正誤表の内容は全てこの朱筆訂正、意見に合致している。しかし先に引用した朱筆意見は正誤表に採用されていない。「一覧」作成の最終段階で関係者が現に用いた冊子が、

仲の収集にかかり、結局ここに収蔵されたものと思われる。(吉田)

#### 【23-2】第一高等学校医学部一覧 自明治三十年至明治三十一年(明治31年)

明治19年に東京大学予備門が第一高等中学校として新たに発足した。続いて専門部である医学部を設置するにあたり、東日本の各地で誘致合戦が行われた末、県立千葉医学校が官立に移管され、明治20年に第一高等中学校医学部となった。明治27年の高等学校令により第一高等中学校が第一高等学校となり、医学部はその専門部として存続した。【23-2】はその時期に発行された『学校一覧』であるが、高等学校本部により編纂発行された『学校一覧』のみならず、専門部でも刊行されていたことがわかる。なお、『第一高等学校一覧』は、『第一高等学校本部一覧 自明治三十三年 至明治三十四年』までは書名に「本部」が付されていた。第一高等学校医学部は明治34年に千葉医学専門学校として独立し、大正12年に千葉医科大学に昇格した後、昭和24年に新制千葉大学が誕生した際、医学部の母体となった。医学部の独立に従い、『学校一覧』の発行主体が統一され、書名からも『第一高等学校一覧 自明治三十四年至明治三十五年』と、「本部」が消えている。

以上のように、第一高等学校医学部は現在の東京大学に直接連なるものではないが、当時の第一高等学校の一部であった専門部を詳しく知る手がかりとして、貴重な史料的价值を有するといえる。(瀬川)

#### 【26-6】日本農士学校一覧

仲文庫には、明治法律学校、同志社大学校、東京専門学校など、私立学校の草創期に関する史料が収められているが、それらのほとんどは【18-16】同志社大学校(明治16年)、【23-14】東京専門学校改正学課表各部担当講師人名表(明治25年改正)、【23-15-1】明治法律学校学制一覧(明治29年)、のように明治期に作成されたものである。それらのなかで『日本農士学校一覧』は、極めて異質なものに思われる。陽明学者安岡正篤は昭和2年に金雞学院を設立し、有志者に東洋思想の教育を行った。昭和5年に金雞学院が財団法人となり、翌昭和6年に「知と行、学と業」を「帰一せしめる農道を開拓」する、農本主義教育機関として開校したのが日本農士学校である。内容は趣旨、所在、指導要領、学業、学年・学期・

休業日、入学資格、収容人員、修養年限、などとなっている。いわゆる『学校一覧』のような冊子ではなく、一枚ものである。趣旨文の日付は開校時の「昭和六年四月」となっているが、「沿革」欄には「昭和八年十一月 道業奨励の思召しにて恩賜金拝受。恩賜紀年文庫建設に決定。」まで記されていることから、昭和8年11月以降に作成された、昭和9年度の学生募集要項ではないかと推測される。入学資格が「各種中等学校卒業者及び之と同等以上の素養ありと認むる者」と、高い学力を求めていることが注目される。若き日の仲氏が進学先候補の一つと選んだためか、それとも後に研究用史料として入手したのかは判然としないが、いずれにしても昭和戦前期に権威を持った教育機関の手により作成された史料であり、教育史研究の対象として重要な意味を持つものであろう。(瀬川)

**【26-1】大東文化学院専門学校生徒募集要項(昭和22年)、【26-7】昭和二十二年度東京物理学校入学志願者心得、【26-9】研数専門学校入学心得昭和二十三年度**

ここに挙げた史料は、各専門学校への入学志願者の募集要項である。【26-1】においては、仲新氏は哲学科で教育学を講じる講師として記載されている。【26-7】では、講師名の一覧は付されていないが、「教育」は東京物理学校本科のうち、農業理化学科以外のすべての科において課されている。【26-9】でも、昼間部である物理学科第一・第二学年において「教育学及教授法」が、夜間部である数学科には3ヵ年を通して「倫理」の科目がある。同校の講師名一覧には、仲氏は倫理および教育学の授業を行う講師としてその名が記されている。【26-1】、【26-9】の講師名一覧を見る限り、教育学を講じる講師は仲氏以外には見当たらない。なお、【26-1】の裏面には、「天下の大東文化学院志願者に告ぐ!!」と題された文章が掲載されている。「人類の悲しむべき戦争」が終わった現在、「新しい学問体系を知らずして日本の再建はあり得ない」として、戦後の新しい「世界平和の建設者」を育成する学校としてのアピールがされている。大東文化学院ならではの、戦後の出発に際しての必死の試みといえる。

『日本教育史の論究—仲新先生古稀記念論文集—』に収録された「仲新博士略歴」によれば、仲新氏は昭和20年10月から25年3月まで東京帝国大学大学院

特別研究生であったとされる。その間、研数専門学校、東京物理学校、東洋大学、立正大学の講師を兼任したことが記されている。【26-7】、【26-9】は、仲氏が各学校に勤務していたことより入手されたものと思われる。また【26-1】より、大東文化学院にも勤務していたことが分かる。占領期、そして教育に関する基本法令の転換期における、専門学校のあり方の模索やカリキュラム、教員構成などをうかがい知れる史料である。(瀬川)

**【6-2】学制、【6-3】文部省正定 学制二編、【6-4】和蘭学制 卷一、【6-6】和蘭学制 下 卷二、【9-4】文部省改定 下等小学教則 明治六年五月師範学校、【9-5】文部省改定 下等小学教則 明治七年一月東京師範学校、【9-6】小学教則、【9-12】小学教則、【9-13】文部省正定 小学教師心得 明治六年五月師範学校、【9-14】文部省正定 小学生徒心得 明治六年六月師範学校、【12-13】外国教師ニテ教授スル中学教則、【12-14】外国教師ニテ教授スル医学教則〔明治五年七月 文部省〕、【12-15】外国語学校教則〔明治七年四月改定 文部省〕**

いずれも学制期ごろの中央政策を知る上での基本史料である。当時の学事法令が書籍の形式をとって広く流布したことの背景には、単に法令の公布手段が不十分であったということにとどまらず、教材としての使用や、それを含めてこの時期の学事法令が持った特別の意味もあると思われる。それはともかく、これらの書籍が仲の収集にかかったことは当然すぎることもあろう。コレクションには、同じ内容の冊子が複数含まれていることも多く、類書は上記に列挙したもののみにはとどまらない。また『文部省日誌』『文部省雑誌』などの、文部省発行にかかる雑誌類もコレクションには含まれている。(吉田)

**【19-6】ORDINANCES AND INSTRUCTIONS RELATING TO EDUCATION 1886-7。**

明治19～20年の、教育関係の勅令、閣令、文部省令、文部省訓令について、主なものの英訳を収録した冊子である。築地活版所製。中表紙に“TRANSLATED AND PUBLISHED BY THE DEPARTMENT OF EDUCATION”とあるので、文部省の責任で出された訳文である。

収載数は、勅令9編、閣令1編、文部省令16編、文部省訓令7編である。刊行の日付は明らかでない。

収録されている法令で最も時期の遅いのは、明治20年9月17日付、文部省令第九号「高等中学校医学部ノ学科及其程度」であるから、少なくともそれ以降、史料標題から考えて、翌明治21年以降の刊行である可能性が高いと思われる。尚収録法令のうち最も公布時期が早いものは、明治19年3月2日勅令第三号「帝国大学令」である。

文部省令、文部省訓令の中で採録されているのは、各学校の「学科及其程度」のほか、師範学校の生徒募集や給費、卒業生の服務、また教員免許、教科用図書の見定と採用、などが主たる分野で、兵式体操関連も収録されている。(吉田)

**【19-1】教育 幼稚遊戯の図(明治32年)、【19-3】学校及家庭用言文一致叙事唱歌第三篇 戦友(明治41年)、【19-4】開化教訓 いろは歌(明治31年)**

【19-1】について、横169mm×縦112mmの四つ目綴じの冊子で、多色刷りの原表紙が残っている。奥付では、「画作兼印刷発行者」として浅草の大橋堂の名が書かれている。内容は、「千手観音」「お茶ぼうづ」「鬼ごっこ」「ベースボール」など、子どもの遊びの図34題からなり、うち「幼稚園」「遠足 運動会」「おけいこ」「学校遊戯」といった学校関係の題材も含まれている。本体の絵は、墨で輪郭を印刷した上に、手作業で彩色を施して製したものと見られ、所々金彩・銀彩の絵具も使用されている。各丁の内側に、養蚕法に関する書籍の反故を合紙として挟んで綴られている。【19-3】は「ここはお国を何百里」で始まる唱歌「戦友」の冊子である。『学校及家庭用言文一致叙事唱歌』シリーズの第三篇である。作詞者真下飛泉の「序」に、「第一篇第二篇に於ては聊か『父母に孝に兄弟に友』なる御勅語の精神をこめてみたつもりです、そこで本篇の『戦友』は前につづいて『朋友相信じ』の御趣意を以てかいてみました」云々とある。明治41年5月24日発行の第80版。【19-4】は、表紙に「開化教訓 いろは歌 早心学 橋本」とある。「いまのよハ文明開化とあらたまり上の御きそくままれ人々」から始まる。「としとればほねおりわざハできぬぞよ若きときより思ひしるべし」「このせつハぎろんにつよくりまけづもんじにあかるき人そかしこき」「めしつかうねんきものおばいたわれよわが子のかわいさおもいくらべて」など種々の教訓が並んでいる。拙い木版本で、東京府荏原郡の橋本市五郎の発行。奥付によれば、明治32年に至って発行

されたものである。【19-8】『小学明治唱歌』は、唱歌の歌集で、目次によれば、「文部省撰定祝祭日唱歌」を含む唱歌が152編収録されている。

上記三点について、いわゆる教科書に該当するとも言えるものもあり、また教育に関係しないこともないといった程度の書籍も、ここに含まれている場合があるようである。教科書とも言い得るものについては、他に【1-10】【1-11】【19-8】もそれに該当する。

時代の環境にも制約されながら、特に伸にとっては、自ら史料の現物を収集すること自体が日本教育史の研究活動の重要な一部をなしていたとも思われる。一方で、それにとどまらない伸の古書好きという性質に注目し、その収集成果の一部として、今回対象となった史料群を見ることもできるかもしれない。いずれにしても、日本教育史関係資料について、このような今日では望み難い程の収集成果を伸新個人が残したことは、改めて銘記すべきことと思われる。(吉田)

### 3 仲新寄贈文書目録

	表題	編集・著者	発行所	発行年月日 告示日	体裁	印刷方法
1- 1	大学南校規則〔コピー〕			庚午 閏十月	コピー 紙	コピー
1- 2	大学南校舎則〔コピー〕			庚午 閏十月	コピー 紙	コピー
1- 3	大学規則〔コピー〕			明治3年2月	コピー 紙	コピー
1- 4	大学南校一覧 毎月改		明治文化研究会	辛未六月改	和紙	木版
1- 5	官版 議員人名録 全		御書物所 上州屋 惣七	明治2年	冊子 (和)	木版
1- 6	大教宣布詔書宣命解 全		大教院 御用書籍 売捌所		冊子 (和)	木版
1- 7	[[「明治維新のころ」新聞連載記事] ①~⑬]	大久保利謙			新聞紙	活版
1- 8	学校発場之主意/皇学所御規則〔写〕				和紙	墨書
1- 9	大小学校建議 全		城氏活版	明治2年	冊子 (和)	木版
1- 10	FIRST LESSONS ON NATURAL PHILOSOPHY FOR CHILDREN〔理学初歩 人〕	MARY A. SWIFT		1867年	冊子 (和)	活版
1- 11	理学初歩 坤				冊子 (和)	活版
1- 12	明治二改正 上下京町番組		御用御書物所 村 上勘兵衛	明治2年	冊子 (和)	木版
1- 13	官員録 己六月 全		御用官板所 和泉 屋市兵衛、須原屋 茂兵衛	明治2年	冊子 (和)	木版
1- 14	官員録		御用官板所 和泉 屋市兵衛、須原屋 茂兵衛	明治2年	冊子 (和)	木版
2- 1	京都府下 人民告諭大意	〔京都府〕	御用御書物所 河 内屋正助	明治元年	冊子 (和)	木版
2- 2	京都府下 人民告諭大意	京都府	河内屋正助	明治元年	冊子 (和)	木版
2- 3	市郡制法	堺県庁		明治5年4月	冊子 (和)	木版
2- 4	市郡制法	堺県庁	堺県御用御書物所	明治5年4月	冊子 (和)	木版
2- 5	告諭大意	度会府	度会府	明治2年2月	冊子 (和)	木版
2- 6	奈良府下 人民告諭大意	奈良府	御用御書物所 井 戸屋藤兵衛	明治2年2月	冊子 (和)	木版
2- 7	町役心得條目	京都府	御用御書物所 村 上勘兵衛	明治2年3月	冊子 (和)	木版
2- 8	村庄屋心得條目	京都府	村上勘兵衛	明治2年3月	冊子 (和)	木版
2- 9	人民告諭大意	若松県		明治4年	冊子 (和)	木版
2- 10	京都府下 人民告諭大意 二編	京都府	河内屋正助	明治2年	冊子 (和)	木版
2- 11	人民告諭大意	若松県		明治4年	冊子 (和)	木版
2- 12	告諭大意二編	京都府	河内屋正助	明治2年	冊子 (和)	木版
2- 13	京都六十四小学校記			明治4年11月	和紙	木版

2- 14	〔京都市地図〕		御用書林 石田治兵衛	明治2年	洋紙	木版色刷
3- 1	分校御伺	第七大区小八区仮副戸長嶋田、山門		明治6年9月	和・罫紙〔度会県〕	墨書
3- 2	三重県治概表		三重県	明治10年11月	折本(洋)	銅版
3- 3	京都博覧会規則	博覧会社			冊子(和)	木版
3- 4	学問ノス、メ二編	福澤諭吉		明治6年11月	冊子(和)	木版
3- 5	学問のすゝめ	福澤諭吉、小幡篤次郎		明治5年6月	冊子(和)	木版
3- 6	学問のすゝめ 全	福澤諭吉、小幡篤次郎	慶應義塾出版局	昭和43年12月	冊子(洋)	活版
3- 7	学問ノススメ五編 全	福澤諭吉		明治7年1月	冊子(和)	活版
3- 8	〔准教員採用についての履歴書、書簡他11点〕			大正元年8月ほか	和紙	墨書
3- 9	〔奥羽地方の小学校設立に関する文書〕				和紙	木版
3- 10	〔明治六年の法令〕			明治6年3月	和紙	木版
3- 11	〔乾第百四号および教育博物館出品手続〕岩手県布令書			明治10年5月25日	和紙	活版
3- 12	筑摩県第六十一号布達〔布達〕			明治8年4月5日	和紙	活版
3- 13	区長以下人員規則〔千葉県〕			明治7年7月	和紙	木版
3- 14	小学区表				和紙	墨書
3- 15	明治六年以降(至 明治十七年) 金銭渡帳(京都)〔表紙の書き込み〕				冊子(和)	墨書
3- 16	〔給費医学生徒試験関係規則〕			明治13年8月31日	和紙(堺県)	木版
3- 17	北陸東海 御巡幸一覧	愛知県平民、中山米二郎		明治11年9月14日	和紙	木版、色刷
3- 18	改正京都町名 全	御用御書物所 村上勘兵衛			冊子(和)	木版
3- 19	〔豊岡県 第六拾貳号学区の調査に関する布達〕			明治7年12月5日	和紙	木版
3- 20	明治六年十二月中六歳以上十四歳未満男女就学不学取調 第七大区小八ノ区				和、罫紙	墨書
3- 21	県学規則 草稿			明治3年	コピー紙	青焼
3- 22	〔就学札〕		〔福島県〕	明治3年	木札	
3- 23	第百九号、第二百九十六号(文部省布達)及び授業料納付票など				和紙	木版
3- 24	上 小八ノ区 井上、瀬戸 両村学事調			明治7年2月	和紙	墨書
4- 1	改正教師教校規則				和紙	活版
4- 2	教導習練場規則				和紙	活版
4- 3	新聞雑誌 第六十五号、六十六号、六十六号附録、六十七号、六十八号、六十九号附録、七十号		日新堂	明治5年10月、11月	冊子(和)	木版
4- 4	官員録 全		西村組出版局		冊子(和)	活版
4- 5	官省規則全書 明治八年一月訂正 従六篇 至十篇		博聞本社		折本(洋)	活版
4- 6	教導要義抄 全一冊			明治5年	冊子(和)	木版
4- 7	学問ノススメ 三編全、十編全(各1冊)	福澤諭吉		明治6年12月、明治7年6月	冊子(和)	木版

4- 8	教授本 学校童子訓 全			明治6年3月	冊子 (和)	木版
4- 9	漢語和解一覽	藤野貞造	田中安治郎	明治9年2月20日	和紙	木版
4- 10	教育雑誌 第二号		文部省	明治9年4月28日	洋紙	活版
4- 11	教育雑誌 第四号		文部省	明治9年5月15日	洋紙	活版
4- 12	銅鑄府県管轄一日表		翠堂	明治5年3月	折本 (和)	木版
4- 13	自九年十一月 至十二年十月 (福島県) 第八号 海陸軍 文部 教部 司法省				冊子 (和)	活版
4- 14	京都府布令書 明治十年四〔月〕第二百二十三号 及び冊子の一部 (15~27ページ)				和紙、 洋紙	活版
4- 15	定価表〔以呂波図、五十音図他〕				洋紙	活版
4- 16	文部省報告 第二十八~三十三号 (明治七年十一月~明治七年十二月) 及び文部省報告 第二十四号~二十八号、三十一号~三十六号 (明治八年七月~明治九年七月)				洋紙	活版
5- 1	明治十年三月乙第四十三号達〔山梨県〕制定小学校幹事教頭職務章程〔写〕				和紙	墨書
5- 2	小学教員心得書 度会県			明治8年6月19日	和紙	木版
5- 3	小学教員必携巻之二	高島俊雄、二川吉太郎編	広島区 松村善助	明治12年3月31日	冊子 (和)	活版
5- 4	教員会議規則〔度会県〕			明治9年1月12日	和紙	木版
5- 5	明治八年七月 京都府下改正小学教師規則		御用書林 村上勤 兵衛		和紙	木版
5- 6	〔教員伝習所出願に関する達〕			明治7年8月	和紙	木版
5- 7	〔小学教員職等及月給改正 豊岡県〕			明治8年1月8日	和紙	活版
5- 8	〔岩手県布令書〕 坤第十四号 各区町村			明治11年1月25日	和紙	活版
6- 1	学制解説	巡講師 小野正己	書籍会社		冊子 (和)	木版
6- 2	学制	文部省			冊子 (和)	木版
6- 3	文部省正定 学制二編	文部省			冊子 (和)	木版
6- 4	和蘭学制 巻一	内田正雄 訳	開成学校	明治2年	冊子 (和)	木版
6- 5	学制序文解説 全	山梨県	内藤伝右衛門	明治6年11月	冊子 (和)	木版
6- 6	和蘭学制 下 巻二	内田正雄 訳	開成学校	なし	冊子 (和)	木版
6- 7	学問のさとし	福沢諭吉	愛知県	明治5月5日	冊子 (和)	木版
6- 8	明治十年九月 臨時教育集会議事日誌	埼玉県	博聞社		冊子 (洋)	活版
6- 9	滋賀県 布令書 (学事関係) 明治六年十一月 (学区の設定)				冊子 (和)	木版
6- 10	〔豊岡県の小学区学事の要領及び調査報告〕 第拾六号、第拾七号 明治八年三月				和紙	活版
6- 11	〔豊岡県下小学区への明治七年委託金分賦について〕 第四拾壹号、第五拾貳号、第五十四号			明治8年5月	和紙	木版・活版
6- 12	〔豊岡県の小学区域確定についての布達〕 丙第百五十三号			明治10年12月22日	和紙	活版
6- 13	山梨県学事報告 第三十六号~第四十九号、第五十一~第五十九号 (明治十一年七月二十二日~十二月二十五日)	山梨県			和紙	活版

6- 14	[滋賀県教育規則]布達書 明治十年八月二日丙 第二百二十二号				和紙	活版
6- 15	貴賤ノ別天賦ニアラザル論 志磨鳥羽大里校 小西豊之助 ほか				罪紙 (和)	墨書
7- 1	明治八年七月改正 京都府下小学校則	京都府	御用書林 村上勲 兵衛	明治8年7月	冊子 (和)	木版
7- 2	学校設立章程〔布令書 第六十八号 度会県〕			明治7年5月20日	和紙	木版
7- 3	第拾九号〔公立学校取設ケノ手続 豊岡県〕			明治8年3月	和紙	木版
7- 4	公立学校設立願	磯田与兵衛他(度会県 第 十三区)		明治9年3月	和紙	墨書
7- 5	坤第九拾壹号 規則〔学校事務掛月給 岩手県〕			明治10年4月25日	和紙	活版
7- 6	小学規則〔千葉県〕	千葉県		明治6年11月	和紙	活版
7- 7	(東京)本所学校図並説明書(明治八年六月)	第六大区七小区 戸長、年 寄、世話掛		明治8年6月	和紙	木版
7- 8	第七大区小八ノ区有馬村〔小学校取設届〕	有馬村惣代 山崎重兵衛		明治7年6月	和紙	墨書
7- 9	私塾開設御届〔滋賀県〕	宮本澹斎		明治13年7月12日	和紙	墨書
7- 10	私学開業願〔度会県〕	第七大区小八区仮副戸長 嶋田庄左衛門、山門正作		明治6年9月	和紙	墨書
7- 11	明治十年九月制定 小学校則	群馬県		明治10年9月	冊子 (洋)	活版
7- 12	明治十年八月改正 群馬県学則			明治10年8月	冊子 (洋)	活版
7- 13	明治六年第六月 小学校規則	山梨県		明治6年6月	冊子 (和)	活版
7- 14	豊岡県教育法令			明治7年12月5日	和紙	活版
7- 15	明治十二年九月改正 三重県小学規則			明治12年9月	冊子 (洋)	活版
7- 16	明治九年四月改正 埼玉県立学規			明治9年4月	冊子 (和)	活版
7- 17	明治六年十二月中学校取立金及諸入費書上帳控 小八ノ区	仲賢右衛門		明治7年2月	冊子 (和)	墨書
7- 18	犬上県内 小学建営説諭書 完	犬上県		明治5年7月	冊子 (和)	木版
7- 19	明治十年三月甲第一百十号布達 制定学籍編製規 則〔山梨県〕			明治10年3月	冊子 (和)	活版
7- 20	坤第八十五号 規則〔岩手県布令書 全〕			明治10年6月30日	和紙	活版
8- 1	[度会県布令書〔集〕] 明治六年			明治6年	和紙	木版
8- 2	[度会県布令書〔集〕] 明治七年			明治7年	和紙	木版
8- 3	[滋賀県布令書及び布達書 雑一袋]			明治5年~12年	和紙	木版、活版
9- 1	[学制序文] 第二百十四号		太政官	明治5年7月	洋紙	木版複製
9- 2	学制一覽	長冰、長氏蔵版	出雲寺萬治郎		冊子 (和)	木版
9- 3	学制解訳 全		温故堂 藤屋伝右 衛門	明治6年10月	冊子 (和)	木版
9- 4	文部省改定 下等小学教則 明治六年五月師範 学校	師範学校	長野県講習所	明治6年5月	冊子 (和)	活版
9- 5	文部省改定 下等小学教則 明治七年一月東京 師範学校	東京師範学校		明治7年1月	冊子 (和)	活版
9- 6	小学教則				冊子 (和)	活版
9- 7	学制 二編	文部省			冊子 (和)	木版
9- 8	文部省雑誌 明治九年第七号			明治9年3月20日	冊子 (洋)	活版

9- 9	文部省雑誌 明治九年第八号			明治9年3月25日	冊子 (洋)	活版
9- 10	文部省雑誌 第八号			明治7年5月22日	冊子 (洋)	活版
9- 11	文部省雑誌 第十三号			明治8年7月19日	冊子 (洋)	活版
9- 12	小学教則	文部省		明治5年7月	冊子 (和)	木版
9- 13	文部省正定 小学教師心得 明治六年五月師範学校	東京師範学校		明治6年5月	冊子 (和)	活版
9- 14	文部省正定 小学生徒心得 明治六年六月師範学校	東京師範学校		明治6年6月	冊子 (和)	活版
9- 15	文部省官等表〔明治六年八月十二日改定〕			明治6年8月12日	和紙	木版
9- 16	〔学制〕	文部省		明治5年7月	冊子 (和)	木版
9- 17	小学教則	文部省	御用御書物所出雲寺万次郎	明治5年7月	冊子 (和)	木版
9- 18	学制	文部省	出雲寺万次郎	明治5年7月	冊子 (和)	木版
9- 19	小学教則	文部省	出雲寺万次郎	明治6年4月	冊子 (和)	木版
9- 20	西洋学校軌範 卷之上	小幡甚三郎 撮訳、吉田賢輔 校正	尚古堂	明治3年5月	冊子 (和)	木版
9- 21	西洋学校軌範 卷之下	小幡甚三郎 撮訳、吉田賢輔 校正	慶應義塾蔵版	明治3年2月	冊子 (和)	木版
10- 1	明治十年五月改正 大津師範学校規則 滋賀県	滋賀県		明治10年5月	冊子 (和)	活版
10- 2	第五十六号〔豊岡県師範学校生徒募集及入学規則〕			明治8年	和紙	活版
10- 3	兵庫県神戸師範学校規則				和紙	活版
10- 4	堺県師範学校貸費生徒入学規則			明治10年5月23日	和紙	活版
10- 5	〔乙第六十二号 度会県 師範学校 入学規則〕			明治8年5月28日	和紙	活版
10- 6	東京師範学校附属小学規則(明治十年八月改正)			明治10年8月	冊子 (洋)	活版
10- 7	〔津 山田 師範学校入学規則 (三重県)〕	三重県		明治9年11月6日	和紙	活版
10- 8	〔第四十七号 更正教員伝習所入学規則〕	豊岡県		明治7年8月	和紙	木版
10- 9	〔広島師範学校生徒募集 (広島県)〕			明治7年3月	コピー 紙	謄写版
10- 10	〔宮城師範学校生徒募集 (愛知県)〕			明治6年12月	コピー 紙	謄写版
10- 11	〔第五号 官立小学師範学校生徒入学心得〕	堺県		明治8年4月20日	和紙	活版
10- 12	〔本県第三百六十七号 乙 盛岡師範学校生徒二十名ヲ限り試験ノ上入学〕	岩手県		明治9年11月30日	和紙	活版
10- 13	〔坤第九十号布令 盛岡師範学校生徒三十七名ヲ限り試験ノ上入学〕	岩手県		明治10年7月15日	和紙	活版
10- 14	〔坤第五号 盛岡師範学校生徒入校期限〕	岩手県		明治11年1月15日	和紙	タイプ
10- 15	〔坤第三十二号 盛岡師範学校生徒入学心得中削除改正〕	岩手県		明治10年2月9日	和紙	活版
10- 16	〔坤第八十七号 盛岡師範学校及医学所舎則改正〕	岩手県		明治10年4月24日	和紙	タイプ
10- 17	〔文部省報告 第十九号〕〔大阪師範学校 生徒四十六名入学〕	豊岡県		明治8年5月5日	和紙	木版
10- 18	〔第二十二号 京都女学校貸費規則〕	京都府		明治13年1月22日	和紙	活版

10- 19	[第四十八号 小学教授法伝習卒業生派出規則他]	豊岡県		明治7年8月	和紙	木版
10- 20	明治十一年一月 附属小学校規則	兵庫県神戸師範学校		明治11年1月	和紙	活版
10- 21	[本県第四百二十号 盛岡師範学校生徒入学心得中追加]	岩手県		明治9年12月15日	和紙	墨書
10- 22	[第五号 官立小学師範学校生徒入学心得]	豊岡県		明治8年3月24日	和紙	活版
11- 1	小学教則 明治十一年五月 出版 東京府	東京府		明治11年5月	冊子(和)	木版
11- 2	明治十年七月第百九十九号布達制定 京都府下 上等小学教則	京都府		明治10年7月	冊子(和)	木版
11- 3	明治十年七月第百九十九号布達制定 京都府下 上等小学教則			明治10年7月	冊子(和)	木版
11- 4	明治十年四月編成 変則夜学校教則	群馬県		明治10年4月	冊子(洋)	活版
11- 5	明治十二年九月改正 三重県小学教則			明治12年9月	冊子(洋)	活版
11- 6	明治十年四月編成 女児小学教則	群馬県		明治10年4月	冊子(洋)	活版
11- 7	明治十年四月改正 小学教則	群馬県		明治10年5月30日	冊子(洋)	活版
11- 8	大正四年九月 維新以後小学校教科書目録 名古屋 市菅原尋常小学校所蔵			大正4年9月	冊子(洋)	活版
11- 9	明治六年六月二十五日 御布告向教授書貸控 小八ノ区			明治6年6月25日	和紙	墨書
11- 10	岡崎小学校規則 全		御用書林晚翠堂宗 太郎・日進堂左橋 蔵	明治6年4月	冊子(和)	木版
11- 11	新川県小学校教則	新川県		明治6年12月	冊子(和)	木版
11- 12	明治十二年第一月改正 下等小學教則	大阪府第五課		明治12年1月	冊子(洋)	活版
11- 13	山梨県小学教則	[山梨県]		明治九年	冊子(和)	活版
11- 14	明治八年第二月 騰写之 浜松県小学校 下等 小学教則 金原保穆	[浜松県]		明治8年2月	冊子(和)	墨書
11- 15	明治八年七月改正 京都府下 下等小學教則	京都府	御用書林 村上勤 兵衛	明治8年7月	冊子(和)	木版
11- 16	明治十年四月編成 村落学校教則	群馬県		明治10年4月	冊子(洋)	活版
12- 1	京都府布令書 明治九年七月第二百八十四号 農事修学場入学規則	京都府		明治9年7月1日	和紙	活版
12- 2	数学規則		書籍会社 大黒屋 太郎右衛門	明治6年2月	冊子(和)	木版
12- 3	[京都府布令書 明治十年五月第百三十八号 別冊 京都英学校貸費生規則]			明治10年5月8日	和紙	活版
12- 4	[京都府布令書 明治六年八月第四百九号東京 医学校 製薬学科生徒入学規則]			明治6年7月	和紙	木版
12- 5	[布達 甲第貳百三十四号 陸軍士官学校士官 生徒入学志願者心得]			明治14年12月5日	和紙	活版
12- 6	[京都府布令書 明治八年五月第二百三十二号 陸軍幼年学校條例並概則]			明治8年5月	和紙	活版
12- 7	[京都府布令書 明治六年三月第百六十五号 私学備入外国教師条約文例]			明治6年3月15日	和紙	木版
12- 8	当県第二百二十三号 貸費生徒検査法			明治5年7月	和紙	木版

12- 9	布達第十六号〔大阪外国語学校、長崎外国語学校と改称〕			明治7年4月18日	コピー紙	謄写版
12- 10	東京開成学校一覧 TOKIO KAISEI-GAKKO CALENDAR			明治9年、1876	冊子(洋)	活版
12- 11	工学寮学課並諸規則				冊子(和)	活版
12- 12	〔第六号 工学寮学課並諸規則〕			明治7年2月20日	冊子(和)	木版
12- 13	外国教師ニテ教授スル中学教則			明治5年7月	冊子(和)	木版
12- 14	外国教師ニテ教授スル医学教則〔明治五年七月文部省〕			明治5年7月	冊子(和)	木版
12- 15	外国語学校教則〔明治七年四月改定 文部省〕			明治7年4月	冊子(和)	木版
12- 16	当県第二百十七号中学教則略			明治5年7月	冊子(和)	木版
12- 17	第七拾五号外国理学校教則			明治6年4月	冊子(和)	木版
12- 18	〔岩手県布令書文部省報告第四十一号東京医学学校製薬学科通学生規則、他〕			明治9年～12年	和紙	活版
13- 1	文部省雑誌 第一號	〔文部省〕 奥付欠	〔文部省〕 奥付欠	明治7年1月10日	冊子(和)	木版
13- 2	長崎県小学校創立告諭	長崎県令 宮川房之		明治6年2月10日	冊子(和)	活版
13- 3	小学区表 第二大学区ノ内 第三十九番中学区 第四十番中学区 第四十一番中学区				和紙	墨書
13- 4	学問乃心得	堺県学		明治5年8月	冊子(和)	木版
13- 5	明治十年三月甲第百一布達 制定就学牌授与條例	〔山梨県〕 奥付欠	〔山梨県〕	明治10年3月	冊子(和)	活版
13- 6	明治十一年七月一日調査 三重県管内学齡及就不就学人員表	〔三重県〕 奥付欠	活版所	明治11年7月1日	冊子(和)	活版
13- 7	告諭	大阪府権知事 渡辺昇	〔大阪府〕	明治6年11月	冊子(和)	活版
13- 8	小学必読 県令告諭	滋賀県令 松田道之	滋賀新聞会社	明治6年2月	冊子(和)	木版
13- 9	荅志郡内各校上等等小学生徒明治十三年前期試験便覧	奥付欠		明治13年	冊子(和)	活版
13- 10	下等小学授業法 堺県師範学校編纂	堺県師範学校	堺県師範学校	明治8年8月	冊子(和)	活版
13- 11	小学生徒心得書	大阪府		明治5年5月	和紙	木版
13- 12	明治九年公立小学生徒秋期試験及落第表	〔三重県〕 奥付欠	〔活版所 田中〕	明治9年	冊子(和)	活版
13- 13	小学生徒心得 奈良県	奈良県			冊子(和)	木版
13- 14	小学生徒心得				和紙	活版
13- 15	英虞郡内各校上等等小学生徒明治十三年前期試験便覧	奥付欠	奥付欠	明治13年	冊子(和)	活版
13- 16	〔小学試業規則 小学校視察掛心得 下等小学毎級試験問数〕			明治11年5月	和紙	活版
13- 17	地甲第廿貳号 小学試験規則	三重県令 岩村定高		明治9年8月16日	冊子(和)	活版
13- 18	師範学校 小学試験成規	小林義則		明治8年10月	冊子(和)	木版

13- 19	明治九年 第四十巻中学区内 第百拾八番小学区 学齡調査録 第十九区久生屋村	久生屋村		明治9年	和紙	墨書
13- 20	明治八年一月十七日 当時入校生徒年月取調書上 但四ヶ村戸長様方へ打合せ之上取調仕候下組	事務 渡辺喜助		明治8年1月17日	和紙	墨書
13- 21	明治七年二月 明治六年十二月中六歳以上十四歳未満男女就学不学取調其外月給学校諸入費共書上	第七大區 小八ノ區		明治7年2月	和紙	墨書
13- 22	小学入校生取調書 極楽寺村			明治7年2月	和紙	墨書
13- 23	明治六年十二月迄六歳以上十四歳未満男女書上	阿田樞村惣代 奥村正八郎		明治7年2月	和紙	墨書
13- 24	学校生徒人員簿 学校生徒試験御願	戸長副戸長・学区取締		明治8年11月	和紙	墨書
14- 1	高山氏 新撰小学生徒心得 全	高山直道	杉本甚介	明治18年9月16日	冊子 (和)	木版
14- 2	新潟県小学生徒心得 全		堀 栄蔵	明治17年6月2日	冊子 (和)	木版
14- 3	明治十四年一月 小学生徒心得読本 全	長崎県学務課	小山十郎	明治15年3月	冊子 (和)	木版
14- 4	学齡児童就学督責規則			明治14年6月15日	和紙	活版
14- 5	島根県小学校試験規則			明治17年8月20日	冊子 (和)	活版
14- 6	小学生徒試験規則〔三重県 乙第十五号〕			明治16年2月7日	冊子 (洋)	活版
14- 7	小学生徒試験規則〔三重県 乙第一百五十九号〕			明治17年7月4日	和紙	活版
14- 8	高等第三級 博物科 植物小学全				和紙	活版
14- 9	文部省雑誌 明治九年 第一～第四号		文部省	明治9年2月	冊子 (洋)	活版
14- 10	教育雑誌 第三、五号		文部省	明治9年5月8日 (3号)、25日(5号)	冊子 (洋)	活版
14- 11	甲第四百四拾式号 兵庫県小学生徒試験規則		兵庫県	明治15年12月28日	和紙	活版
14- 12	[明治十八年四月初等科定期試験表員弁郡第二十六学区(公立弘道学校)の断片]				和紙	活版
14- 13	地券		京都府	明治13年12月22日	洋紙	活版
14- 14	[学往第八〇号(三重県)員弁郡修身科平素行状点加減方]			明治16年4月11日	和紙	活版
14- 15	[坤第七号三重県員弁郡]小学生徒試験手續綱領		員弁郡	明治17年3月3日	和紙	活版
14- 16	和蘭国安特現府殖民地物産及ヒ一般輸出品万国博覧会 出品規則		内務卿	明治15年8月3日	和紙	活版
14- 17	預り金証書		小学校会社	明治17年7月	和紙	墨書
15- 1	甲第四百四拾五号〔大阪府管内小学区〕			明治14年11月26日	冊子 (和)	活版
15- 2	広島県教育関係達綴(明治十三年～十六年)				綴(和)	活版
15- 3	新潟県学事一覽表 明治十六年				冊子 (洋)	木版色刷
15- 4	新潟県学事一覽表 明治十五年				冊子 (洋)	活版色刷
15- 5	教育令〔布達書明治十二年九月第四十号〕				冊子 (和)	活版
15- 6	学務委員薦学規則〔大阪府 甲第二百四拾四号〕			明治14年11月26日	和紙	活版
15- 7	〔第五十九号 明治十二年九月第四拾号布告教育令改正に関する布達堺県〕			明治14年1月12日	和紙	活版
15- 8	〔坤第十六号 小学試験規則改正 三重県員弁郡〕			明治17年8月2日	和紙	活版

15- 9	海軍兵学寮自費生徒入寮布達			明治7年5月	冊子 (和)	活版
15- 10	工学寮入学式並学課略則〔京都府布令書〕			明治6年9月	冊子 (和)	木版
15- 11	甲第九十号 工学校定則之概略		大阪府	明治5年3月	和紙	木版
15- 12	東京大学医学部一覽 明治十年			明治10年1月27日	冊子 (洋)	活版
15- 13	第百四十一号 官費生規則			明治6年12月17日	コピー 紙	コピー
15- 14	〔大阪府集成学校教則 明治十年一月〕				冊子 (和)	活版
15- 15	〔岩手県 坤第四十六号〕中学予科下等修業表	盛岡師範学校		明治10年4月5日	和紙	活版
15- 16	中学開業祝詞		京都書籍会社	明治6年7月	冊子 (洋)	活版
15- 17	〔判読困難〕				コピー 紙	
16- 1	明治十五年二月六日改定 大阪府小学校教則				和紙	活版
16- 2	長野県小学区画并ニ校数配置表				冊子 (和)	活版
16- 3	埼玉県中学師範学校規則				冊子 (和)	活版
16- 4	大阪府小学校試験規則			明治15年	冊子 (和)	活版
16- 5	自明治十五年至明治十六年学務達 第二号〔三重県北牟婁郡〕	第拾三学区学務委員		明治15年	綴 (和・罫 紙)	墨書
17- 1	〔辞令 除服出仕〕		文部省	明治16年7月7日	和紙	墨書
17- 2	甲第四拾号小学教科書代用書表〔大阪府〕			明治15年4月29日	和紙	活版
17- 3	大阪府小学校教員免許規則			明治15年2月20日		活版
17- 4	町村立学校職員任免手続〔大阪府〕			明治15年5月15日	和紙	活版
17- 5	三重県教育会規則			明治13年10月27日	和紙	活版
17- 6	〔大阪府師範学校附属小学校規則 など〕			明治16年10月19日	和紙	活版
17- 7	学校新築心得〔写〕〔三重県〕			明治15年7月	罫紙 (和)	墨書
17- 8	学事表簿取調心得〔大阪府〕			明治14年12月28日	綴	活版
17- 9	大阪府師範学校附属小学校規則			明治16年10月19日	和紙	活版
17- 10	島根県小学校則				和紙	活版
17- 11	小学校則〔奈良県郡役所〕		奈良県郡役所	明治15年7月22日	和紙	活版
17- 12	〔堺県布達 第四拾号〕教育令 学制廃止教育令制定			明治12年10月8日	和紙	活版
17- 13	十九学区諸籍器械目録			明治18年8月28日	冊子 (和・罫)	墨書
17- 14	〔京都府師範学校 校務日誌(明治十六~十八年)〕			明治16~18年	和・罫 紙	墨書
17- 15	明治十五年 愛媛県布達類纂 甲号 下	梶原猪之松	讃岐 梶原氏		冊子 (和)	活版
17- 16	〔京都府 甲第拾六号 小学校教則并小学校試験規則〕			明治15年1月24日	冊子 (和)	活版
17- 17	明治十三年四月編製 京都府下 下等小学教則摸本			明治15年4月	冊子 (和)	活版、墨書
17- 18	〔茨城県 乙第百四拾九号小学区域并校数〕			明治15年11月8日	冊子 (和)	活版

17- 19	[長野県 甲第六拾壹号小学校教則]			明治15年 4月26日	冊子 (和)	活版
17- 20	[三重県 乙第百壹号 三重県小学教則并ニ教科用書表]			明治15年 5月31日	洋紙、 和紙	活版
17- 21	小学教員心得 全			明治14年 6月	冊子 (和)	木版
17- 22	山梨県学事報告〔第壹号~二十七号〕			明治16年 1月27日 ~ 8月16日	和紙	活版
17- 23	甲第八拾号 明治十七年八月改正 長野県師範学校規則			明治17年 8月30日	冊子 (和)	活版
18- 1	明治十七年五月 明治専門学校設立旨趣	明治専門学校創立事務本部			冊子 (洋)	活版
18- 2	[送り状]					
18- 3	第一次年報上篇 明治十六年 貳〔駒場農学校〕		農商務省 農務局	明治18年 1月	冊子 (洋)	活版
18- 4	東京大学医学部医学本科 卒業生徒徒問規則				冊子 (洋)	活版
18- 5	京都府中学校附属工業化学専修科規則			明治17年 2月 9日	冊子 (和)	活版
18- 6	福岡医学校第一年報 自明治十二年十二月 至同十三年十一月			明治12年12月	冊子 (洋)	活版
18- 7	明治十六年三月 東京職工学校規則			明治16年 3月	冊子 (洋)	活版
18- 8	東京大学医学部医学通学生徒 卒業徒問規則				冊子 (洋)	活版
18- 9	東京大学法理文学部一覽 明治十二、十三年(表紙 II) TOKYO DAIGAKU (UNIVERSITY OF TOKYO) THE CALENDAR OF THE DEPARTMENTS OF LAW, SCIENCE, AND LITERATURE 2539-40 (1879-80)	東京大学法理文学部	丸家善七	明治13年 3月13日	冊子 (洋)	活版
18- 10	明治十四年五月改正 東京駒場 官立農学校諸規則書		農務局	明治14年 5月	冊子 (洋)	活版
18- 11	明治十六年三月戊 第三拾四号属 兵庫県神戸中学校規則			明治16年 3月28日	冊子 (和)	活版
18- 12	三重県報告第貳号 三重県中学校規則			明治13年 1月10日	冊子 (和)	活版
18- 13	千葉県告 第三百号〔山林学校概則〕			明治15年11月30日	冊子 (和)	活版
18- 14	駒場農学校一覽		農商務省 農務局	明治17年10月	冊子 (洋)	活版
18- 15	示第七号、第八号〔海軍機関学校生徒募集〕		海軍機関学校、他	明治18、19年	和紙	活版
18- 16	同志社大学校設立旨趣〔コピー〕			明治16年 4月	コピー 紙	コピー
19- 1	教育 幼稚遊戯の図		大橋堂 日比野藤太郎 (画作兼)	明治32年 9月 5日	冊子 (洋)	木版(色刷)
19- 2	再版 改正小学校令	大橋新太郎	東京 博文館	明治33年 9月11日 (再版)	冊子 (洋)	活版
19- 3	学校及家庭用言文一致叙事唱歌第三篇 戦友	真下飛泉	京都 五車楼	明治41年 5月24日 (80版)	冊子 (洋)	活版
19- 4	開化教訓 いろは歌		橋本市五郎	明治32年12月24日	冊子 (洋)	木版
19- 5	国会議員 三百家列伝	秋山徳太郎	東京 憲法館	明治23年 8月25日	冊子 (洋)	活版
19- 6	ORDINANCES AND INSTRUCTIONS RELATING TO EDUCATION 1886-7.		文部省	1887年	冊子 (洋)	活版

19- 7	千八百九十一年英国初等教育條例并ニ細則 小学校授業料補助法案ニ関スル英国議会議事速記録		文部省普通学務局	明治26年10月 5日	冊子 (洋)	活版
19- 8	文部省撰定 祝祭日唱歌附 小学 明治唱歌	菟道春千代	松陽堂	明治35年 8月 (22版)	冊子 (洋)	活版
19- 9	ブルロトン氏 近世独逸記教育部抄訳 独逸学制論	平山成一郎訳	東京 續文社		冊子 (和)	活版
19- 10	普国ノ小学校ニ対スル国庫支出金ノ状況	寺田勇吉 述	文部省	明治26年 6月11日	冊子 (洋)	活版
19- 11	国家教育号外 第一回大集会演説一 国家教育ノ形体 社長 伊沢修二君	田中崎太郎筆記、安積五郎編	明治館	明治24年 9月25日	冊子 (洋)	活版
19- 12	英国小学校令 (自千九百年 至千九百一年)		文部省	M35.4.22	冊子 (洋)	活版
19- 13	実験立案 修身教授及訓練法	峰 是二郎	博文館	明治26年12月14日	冊子 (洋)	活版
19- 14-①	学習院略史草案				洋・罫紙	タイプ
19- 14-②	学習院略史草案				ざら紙	ガリ版
19- 15	小学校教科用図書翻刻発行ニ付 情願書ノ写			明治42年 7月12日	冊子 (洋)	活版
19- 16	小学校教科用図書翻刻発行ニ付 文部大臣へ情願書ノ写			明治42年 2月18日	冊子 (洋)	活版
19- 17	初等教育研究雑誌 六学年小学校 小学校第三卷第二号 (臨時増刊)	教育学術研究会	同文館	明治40年 5月 1日	冊子 (洋)	
19- 18	教育報知号外 明治二十四年十一月発布 学事法令 附理由説明			明治24年11月	冊子 (洋)	
20- 1	小学必携 体操独稽古 全	嵯峨野増太郎	東京、日月堂	明治19年 7月	冊子 (洋)	木版・色刷
20- 2	小学 兵式体操法 全	夏目秋蔵	広瀬市蔵	明治21年 6月	冊子 (和)	木版
20- 3	小学校ニ盲啞学校ヲ附設スルニツキ参考書		東京盲啞学校	明治36年 3月	冊子 (洋)	活版
20- 4	北米合衆国盲啞学校教員練習概覧 附 維納訓盲院教員練習始末		東京盲啞学校	明治36年 3月	冊子 (洋)	活版
20- 5	勅令第三百四十四号 小学校令 文部省令第十四号 小学校令施行規則			明治33年	綴(和)	活版
20- 6	大祭日 日曜日 休暇の由来	瓜生熊三郎	漫遊会	明治22年 6月24日	冊子 (洋)	活版
20- 7	教育女礼式	綱鳴亀吉		明治34年12月15日	折本	木版・色刷
20- 8	[写真帖 日本女子大学校]		櫻楓会		折本	写真
21- 1	新潟県学事第十四年報 明治二十六年学事 明治二十五年下三ヶ月並明治二十六年度公学費		新潟県	明治28年 4月 2日	冊子 (洋)	活版
21- 2	新潟県学事第七年報 明治十九年		[新潟県]		冊子 (洋)	活版
21- 3	新潟県学事第八年報 明治二十年		[新潟県]		冊子 (洋)	活版
21- 4	新潟県学事第九年報 明治二十一年		[新潟県]		冊子 (洋)	活版
21- 5	新潟県学事第十一年報 明治二十三年分		新潟県	明治25年 1月31日	冊子 (洋)	活版
21- 6	新潟県学事第十二年報 明治二十四年分		新潟県	明治26年 2月18日	冊子 (洋)	活版
21- 7	新潟県学事第十三年報 明治二十五年分		新潟県	明治27年 3月10日	冊子 (洋)	活版

22- 1	作文帳					綴(和)	墨書
22- 2	通告簿 草津尋常小学校生徒		草津福島刷工場			冊子 (洋)	活版
22- 3	師範学校予備学校設立趣旨書	木村省三	村上勲兵衛	明治32年1月20日		和紙	活版
22- 4	〔師範学校予備学校設立に關しての出資願〕	黒坂廉太郎 (京都府教育会 相楽郡委員)		明治32年2月7日		和紙	薬蕪版
22- 5	明治三十一年七月 作文教授案					綴(和)	墨書
22- 6	八木淳吉 英語第四期甲級科卒業ス 明治二十二年九月 教員 勝木市太郎			明治22年9月		和紙	墨書
22- 7	明治二十一年 長野県公学金出納及所有品一覽表					洋紙	活版
22- 8	明治二十六年 何月何日 日本史話 杉浦碩普所有					綴(和)	墨書
22- 9	明治二十一年 長野県学事統計表					洋紙	活版
22- 10	長野県各郡小学校生徒 明治二十一年調査表					洋紙	活版
22- 11	〔教育会雑誌〕第五号 私立岡山県教育会	大島勝海	私立岡山県教育会 仮事務所	明治19年5月30日		冊子 (洋)	活版
22- 12	〔教育会雑誌〕第九号	大島勝海	私立岡山県教育会 仮事務所	明治19年9月30日		冊子 (洋)	活版
22- 13	〔教育会雑誌〕第貳拾号	大島勝海	私立岡山県教育会 仮事務所	明治20年8月30日		冊子 (洋)	活版
22- 14	〔教育会雑誌〕第十九号	大島勝海	私立岡山県教育会 仮事務所	明治20年7月30日		冊子 (洋)	活版
22- 15	〔教育会雑誌〕第貳拾四号	大島勝海	私立岡山県教育会 仮事務所	明治20年12月30日		冊子 (洋)	活版
22- 16	〔教育会雑誌〕第貳拾九号	大島勝海	私立岡山県教育会 仮事務所	明治21年5月30日		冊子 (洋)	活版
22- 17	授業料領収之證	大阪尋常中学校	大阪府	明治24年		和紙	活版・墨書 ・押印
22- 18	坤第十三号〔員弁郡〕〔小学試験施行細則〕			明治19年3月20日		和紙	活版
22- 19	地理帳 明治二十三年旧十月十四日					綴(和)	墨書
22- 20	〔表絵図の裏が京都市春日尋常小学校の精勤賞修身絵図〕〔精勤賞〕	奥村 愛	杉本甚之介	明治30年4月30日		洋紙	活版色刷
23- 1	IMPERIAL UNIVERSITY OF JAPAN. (TEIKOKU DAIGAKU.) THE CALENDAR FOR THE YEAR 1886-87 (XIXTH-X XTH YEAR OF MEIJI.)	IMPERIAL UNIVER- SITY OF JAPAN.	TEIKOKU DAIGAKU	明治19年		冊子 (洋)	活版
23- 2	第一高等学校医学部一覽 自明治三十年 至明治三十一年	第一高等学校医学部	股野 潜	明治31年2月18日		冊子 (洋)	活版
23- 3	帝国大学監督 私立明治法律学校規則 完 附特別生規則 講法会規則			明治20年8月		冊子 (洋)	活版
23- 4	明治四十二年九月改正 私立青山学院神学部規則					冊子 (洋)	活版
23- 5	中学校法規 中学校令 中学校施行規則 中学校教授要目		金港堂書籍株式会社	明治35年2月24日		冊子 (洋)	活版
23- 6	創立以来三十年間 京都府立高等女学校沿革略	京都府立高等女学校		明治35年4月4日		冊子 (洋)	活版
23- 7	奈良県高等女学校規則					冊子 (洋)	
23- 8	第三高等中学校一覽 始 明治二十一年九月 終 明治二十二年八月	第三高等中学校		明治21年12月		冊子 (洋)	活版
23- 9	中学校教科細目	専門学務局				冊子 (洋)	活版
23- 10	第五号 明治二十年五月改正 東京体操傳習所規則					冊子 (洋)	活版

23- 11	明治四十四年三月 全国実業学校ニ関スル諸調査	文部省実業学務局		明治44年 8月10日	冊子 (洋)	活版
23- 13	上野教育会第百八十六号附録			明治36年 4月15日	冊子 (洋)	活版
23- 14	東京専門学校 改正学課表 各部担当講師人名表		特別認可 私立東京専門学校		表1枚 (両面)	活版(両面)
23- 15-1	明治法律学校学制一覽		司法省指定 私立明治法律学校	明治29年 8月	洋紙	活版(両面)
23- 15-2	岸本校長開講ノ演説		明治法律学校出版部 講法会	明治32年 9月	洋紙	活版(両面)
23- 16-1	学習院 高等学科一年級 中等学科各年級 学生学年成績表 自 明治四十年四月 至 明治四十一年三月				冊子 (洋)	活版
23- 16-2	学習院初等学科学生学年成績表 自 明治三十六年九月 至 明治三十七年七月				冊子 (洋)	活版
23- 17	IMPERIAL UNIVERSITY OF JAPAN. (TEIKOKU DAIGAKU.) THE CALENDAR FOR THE YEAR 1887-88 (XXTH-XX I ST YEAR OF MEIJI)	IMPERIAL UNIVER- SITY OF JAPAN.	TEIKOKU DAIGAKU	1888年	冊子 (洋)	活版
23- 18	KYOTO IMPERIAL UNIVERSITY. (KYOTO TEIKOKU DAIGAKU.) CALEN- DAR. 2561-62. (1901-1902.)	京都帝国大学	京都帝国大学	明治35年 4月30日	冊子 (洋)	活版
23- 19	明治二十三年 東京遊学案内	榎 信一郎	少年園	明治23年 8月16日	冊子 (洋)	活版
23- 20	早稲田学報臨時増刊第七拾号 早稲田大学規則一覽	山本利喜雄	早稲田学会	明治35年 7月15日	冊子 (洋)	活版
23- 21	KYOTO IMPERIAL UNIVERSITY.	京都帝国大学	(京都)ゼ、オルファン インダストリアル、プレス	明治43年 2月12日	冊子 (洋)	活版
24- 1	大正五年十一月 高等学校入学選抜法ニ関スル調査	教育調査会			冊子 (洋)	活版
24- 2	昭和十年十月 現行 高等女学校令 同 高等女学校令施行規則 同 高等女学校教授要目	文部省普通学務局		昭和10年10月	冊子 (洋)	謄写版
24- 3	大正十五年七月 高等諸学校一覽	文部省専門学務局		大正15年 8月 8日	冊子 (洋)	活版
24- 4	昭和七年三月 実業補習学校調査資料	文部省社会教育局		昭和7年 3月30日	冊子 (洋)	活版
24- 5	昭和十一年九月 単置高等小学校ニ関スル調査	文部省教育調査部			冊子 (洋)	謄写版
24- 6	「教育思潮研究」総目次(自第一卷 至第十卷)	東京帝国大学文学部教育学研究室内 教育思潮研究会	目黒書店	昭和11年11月	冊子 (洋)	活版
24- 7	昭和三年四月改正 学則	愛知県六ツ美農業補習学校			洋紙	活版
24- 8	昭和十三年四月現在 実業学校一覽	文部省実業学務局		昭和13年 5月30日	冊子 (洋)	活版
24- 9	昭和十二年四月現在 実業学校一覽	文部省実業学務局		昭和12年 6月30日	冊子 (洋)	活版
24- 10	昭和十四年十一月 国民精神文化研究基本文献要目	国民精神文化研究所		昭和14年11月25日	冊子 (洋)	活版
25- 1	教育刷新ニ関スル意見書	全国中学校長協会常務理事 西村房太郎、清水由松		昭和11年	冊子 (洋)	活版
25- 2	学校教育 臨時増刊 第二百二十号 学制改革案号	広島高等師範学校付属小学校教育研究会	宝文館	昭和 6年 9月15日	冊子 (洋)	活版
26- 1	大東文化学院専門学校生徒募集要項	大東文化学院志道会学生委員会一同		昭和22年	洋紙	活版

26- 2	山梨県立女子青年学校教員養成所一覽表 昭和十六年五月現在					洋紙	活版
26- 3	昭和十六年五月現在 山梨県立山梨高等女学校一覽表					洋紙	活版
26- 4	昭和十六年五月現在 山梨県女子師範学校一覽表					洋紙	活版
26- 5	要覧 京都府立京都図書館	京都府立京都図書館				冊子(洋)	活版
26- 6	日本農士学校一覽	財団法人金鷄学院 日本農士学校		昭和6年4月			活版
26- 7	昭和二十二年度東京物理学校入学志願者心得	財団法人専門学校 東京物理学校				洋紙	活版
26- 8	東京府大泉師範学校要覧(昭和十六年)			昭和16年5月		洋紙	活版
26- 9	研数専門学校入学心得 昭和二十三年度	研数専門学校				洋紙	活版
26- 10	東京市教学研究施設置案		東京市			冊子(和)	謄写版
26- 11	初段式段試験問題〔剣道〕					洋・罫紙	ペン書
26- 12	学生就職志望調査		読売新聞調査部			洋紙	活版
26- 13	実業学生タイムス 上級版 第四十四号	田辺俊夫	受験タイムス社	昭和16年4月10日		洋紙	活版
26- 14	[早稲田大学]昭和二十三年三月卒業見込 商学部学業成績表		早稲田大学	昭和22年12月9日		洋紙	活版にゴム印・判、ペン書
26- 15	鮮人学生生徒の思想的事件 昭和7年1月(秘)	文部省学生部	文部省	昭和7年1月		わら半紙	謄写版
27- 1	昭和十年十二月 臨時教育会議ノ答申及ビ建議ノ実施情况	文部省				冊子(洋)	謄写版
27- 2	高等学校ノ制度及内容ニ関スル意見	全国高等学校長		昭和13年10月		冊子(洋)	活版
27- 3	昭和十六年一月二十五日 陸軍省検閲済 戦陣訓	財団法人軍人会館図書部	財団法人軍人会館図書部	昭和16年1月18日		冊子(洋)	活版
27- 4	東京都公立国民学校 学童集団疎開先一覽表	東京都立教育研究所	東京都立教育研究所	昭和48年12月20日		冊子(洋)	活版
27- 5	男子青年ニ対する青年学校教育義務制実施案要綱	文部省	文部省			冊子(洋)	活版
27- 6	学徒動員受入態勢要綱	重要産業協議会 内 花村仁八郎	重要産業協議会 内 花村仁八郎	昭和19年6月5日		冊子(洋)	活版
27- 7	国民精神総動員資料 国民精神総動員と小学校教育	内閣、内務省、文部省	内閣印刷局	昭和13年1月29日		冊子(洋)	活版
27- 8	文部時報 第七百二十一号 国民学校関係 新法規特集	文部省	帝国地方行政学会	昭和16年4月11日		冊子(洋)	活版
27- 9	文部時報 第七百十九号ノ二 国民学校 四月教材解説	文部省	帝国地方行政学会	昭和16年3月25日		冊子(洋)	活版
27- 10	尋常小学校卒業生ノ動向ニ関スル調査	文部省教育調査部		昭和13年3月31日		冊子(洋)	活版
27- 11	[秘] 中等学校令 中学校規程(案) 中学校教科教授及修練指導要目(案)	文部省				冊子(洋)	活版
27- 12	[昭和十九年七月現在 私立大学、私立高等学校及私立大学予科、私立高等専門学校名簿]					洋紙	活版